令和３年１２月２日

内 部 監 査 報 告 書

（監査事項：個人情報の管理に関する監査）

Ⅰ　監査実施の概要

１．監査目的

個人情報の管理に関するインシデント事案が発生していることを踏まえ、再発防止に向けた実施状況の把握

２．監査対象部局

文学研究科・文学部、教育学研究科・教育学部、法学研究科・法学部、
経済学研究科・経済学部、理学研究科・理学部、医学系研究科・医学部、
歯学研究科・歯学部、薬学研究科・薬学部、工学研究科・工学部、
農学研究科・農学部、国際文化研究科、情報科学研究科、生命科学研究科、
環境科学研究科、医工学研究科、金属材料研究所、加齢医学研究所、
流体科学研究所、電気通信研究所、多元物質科学研究所、災害科学国際研究所、
附属図書館、病院、高等研究機構、東北メディカル・メガバンク機構、
学際フロンティア研究所、サイクロトロン・ラジオアイソトープセンター、
東北アジア研究センター、未来科学技術共同研究センター、総長・プロボスト室、
総務企画部（総務課及び法務・コンプライアンス課）、人事企画部、教育・学生支援部、財務部、研究推進部、産学連携部、施設部、情報部、共通事務センター

計３９部局

３．監査実施期間

令和３年６月２５日～令和３年９月２４日

４．監査担当者

監査室長	石垣　　忠　他３名
総務企画部法務・コンプライアンス課長	菅原　　隆　他２名

５．主な監査手続

（１）個人情報を含む情報の送付に関する書類の閲覧及び質問
（２）事務処理に起因する個人情報の管理に関するインシデント事案への再発防止の対応状況に関する書類の閲覧及び質問
（３）事務処理に係る個人情報の管理に関する業務の把握やリスクの把握状況に関する書類の閲覧及び質問

（４）事務処理に起因する個人情報の管理に関するインシデント事案に係る発生要因分析への対応状況に関する書類の閲覧及び質問
（５）個人情報に関するインシデント事案の発生状況を鑑みた「情報セキュリティ・個人情報保護教育」に係る課題認識と、課題に対する対応状況に関する書類の閲覧および質問
（６）その他

Ⅱ　監査結果の要約

１．全般的所見

個人情報の収集や利用については、本学の業務を行ううえで必要不可欠であり、メール、郵送等の手段を問わず、学内外との授受も日常的に行われている。その一方で、個人情報の漏洩や拡散等に関する新聞記事やテレビのニュースを目にする日は少なくなく、個人情報の適切な管理の重要性はますます高まっている。

本学においても、個人情報を適切に管理するため、個人情報保護についての研修を開催する等の対策を図ってきたところであるが、近年個人情報の管理に関するインシデントが続けて発生したことから、再発防止のため各部局等の個人情報の管理に係る業務に関する資料の確認、ヒアリングを実施した結果、概ね適切に行われていた。

２．指摘事項

上記Ⅱ　監査結果の要約のとおり、本件監査においては、指摘事項該当となる事項は検出されなかった。

３．部局等独自の取り組み事例

部局等独自の取り組み事例として、以下の事例があった。

○　個人情報を含む情報を送付する際の拡散防止に向けた取り組みについて

共済組合被扶養者要件確認書類を送付する際、窓付きの専用封筒を使用し、さらに、複数人で送付先と送付物の確認を行っている。（理学研究科・理学部）

Ⅲ　適切な個人情報管理の実施に向けて

個人情報の管理に関するインシデントが発生した場合、当該個人が受ける被害はもとより、本学の社会的信用の失墜等、本学の運営に多大な影響を及ぼすことから、適切に管理することが不可欠である。

本学においては、近年個人情報の取扱いに関するインシデントが続けて発生しており、各担当部署において個人情報の管理をするうえで、管理職が自部署の個人情報を取り扱う業務について把握のうえ適切に管理するとともに、各担当者に対しても、個人情報を取り扱うことの重みを改めて認識させ、自部署内で共有する等の対策が今まで以上に必要になっている。

その一方で、今回の監査において、限られた人員と時間の中ですべての個人情報の取扱いに関する業務について複数人で確認することは困難である状況が確認されており、ＤＸ等の活用により、極力煩雑な手作業を減らし、効率的かつ正確な業務への転換が喫緊の課題であることから、総務企画部法務・コンプライアンス課において、新しいツールの活用も視野に入れながら、適切な管理の方法について検討を行い、必要に応じてＤＸを活用した業務処理への移行及び研修を開催する等の方法により部局等への指導、助言等を継続して行うことを要請するものである。

また、近年発生している個人情報の取扱いに関するインシデント（発生のおそれを含む）について、その要因を分析し、総務企画部法務・コンプライアンス課において学内の各種会議においてインシデント発生要因と再発防止策の共有を図っているが引き続き改善に努め、それを受けて各部局等では、個人情報の管理に携わる教職員に対して周知徹底を行い、今後も継続して適切な管理を着実に実施することを併せて要請する。